

# ファミスポ 施設利用約款

## 第1条（総則）

株式会社ファミスポ（以下「当社」といいます。）が運営するファミリースポーツクラブ（以下「当クラブ」といいます。）の諸施設（以下「施設」といいます。）の利用は、本約款に基づくものとします。

## 第2条（会員制）

1. 当クラブは、会員制とします。ただし、本約款に定めがある場合および当クラブが特に認めた場合は、会員以外の者に施設を利用させることがあります。
2. 会員とは、第4条所定の手続を経て当社との間で当クラブの入会契約を締結した方をいいます。

## 第3条（入会資格）

会員になることができるのは、次の各号の全てに該当する方とします。

- (1) 本約款および諸規則を遵守して頂ける方
- (2) 会員としてふさわしい品位と信用のある方
- (3) 健康状態が良好で、施設内での行動の全てを自己管理することができる方
- (4) 医師から運動を禁止されていない方
- (5) 暴力団関係者及び暴力団と密接な関係を有するものでない方
- (6) 刺青をしていない方
- (7) 過去に当クラブまたは他の会員制クラブ等で自己の責めに帰すべき事由により退会となったことがない方
- (8) 満15歳以上の方（未成年者の場合は第5条の適用があります）
- (9) 法定伝染病、皮膚病、精神病等の疾患のない方

## 第4条（入会手続）

1. 会員になろうとする方は、所定の入会申込書により当クラブに入会を申し込むものとします。
2. 所定の入会申込み手続後、当クラブが入会を承諾した方は、第7条および第8条に基づき、会員登録料および会費を当クラブに支払うものとします。
3. 前各項の手続が完了した時点で当クラブと入会申込者との入会契約が成立し、会員は、当クラブが認めた利用開始日より施設を利用することができます。
4. 入会申込時およびその後に表示を受けた会員情報が事実と異なることが判明した場合は、第20条に定める資格審査委員会における審査を経て、退会いただく場合があります。

## 第5条（未成年者の取扱い）

1. 未成年者が会員になろうとするときは、本人とその親権者が連署のうえで入会を申し込むものとします。
2. 未成年者である会員については、本人が成年に達した日の属する月の末日まで、その親権者が本人と連帯して本約款及び法令に基づく義務と責任を負うものとします。

## 第6条（会員の種別）

1. 会員の種別（以下「会員種別」といいます。）は、次のとおりとします。
  - (1) キッズ会員
  - (2) パーソナル会員
  - (3) ファミリー会員
  - (4) 法人会員
2. 会員種別ごとの施設の利用範囲および条件は、当クラブが別途定めるところによります。

#### 第7条（会員登録料）

1. 会員は、会員種別ごとに当クラブが別途定める会員登録料を支払うものとします。
2. 会員登録料は、第28条の場合を除き、いかなる場合も返還しないものとします。

#### 第8条（会費）

1. 会員は、会員種別ごとに当クラブが別途定める会費を前納するものとします。
2. 会費は、第24条および第28条の場合を除き、いかなる場合も返還しないものとします。
3. 会員は、施設の利用の有無を問わず、その在籍中は会費を支払うものとします。また、退会届出をした場合でも、退会が効力を生じる日までの会費を支払うものとします。

#### 第9条（会員証）

1. 当クラブは、個人会員には会員証を、法人会員には利用券または会員証を発行します。
2. 会員証は、会員本人のみが使用できるものとし、他人に貸与および譲渡することを禁止します。
3. 会員は、施設を利用するときは、会員証を提示しまたは利用券を提出するものとします。

#### 第10条（会員の施設利用範囲）

1. 会員は、当クラブが定める営業日および営業時間中に、第6条の会員種別ごとに当クラブが定めた利用範囲および条件に従って施設を利用することができます。ただし、当クラブが施設をスクール・特別行事等で使用する場合は使用できないことがあります。
2. 妊娠されている方は、施設を利用することができません。

#### 第11条（会員の地位）

会員たる地位は、譲渡することができません。また、会員が死亡したときは入会契約が終了するものとし、会員たる地位が相続人に承継されることはありません。

#### 第12条（本約款および諸規則等の遵守）

1. 当クラブは、その運営に関する事項について必要に応じ規則を定めるものとし、会員は、本約款および諸規則に従うものとします。
2. 会員は、施設の利用に当たり、当クラブのスタッフの指示に従うものとします。

#### 第13条（ビジターの施設利用）

1. 当クラブは、施設の利用状況に余裕があるときは、会員の同伴または紹介により、会員以外の方（以下「ビジター」といいます。）に施設を利用させることができます。
2. ビジターの利用料金は、別途当クラブが定めるところによります。
3. ビジターが施設を利用するときは、必要な範囲で、本約款の各条項の定めを適用します。
4. 会員は、同伴または紹介したビジターによる施設内の行為について、連帯して責任を負うものとします。

#### 第14条（禁止事項）

会員は、次の行為をしてはなりません。

- (1) 他の会員や当クラブのスタッフに対し暴力を振るうこと
- (2) 正当な理由なく他の会員や当クラブのスタッフの身体に触れること
- (3) 施設内で正当な理由なく大声を出し、物を投げ、物を叩き、つばを吐き、または他人を威嚇すること
- (4) 施設内の物品を損壊もしくは汚損し、またはその恐れのある行為をすること

- (5) 他の会員に対してみだりに話しかけ、または指導行為をすること
- (6) 施設内において政治活動、宗教活動、営業活動、販売活動をすること
- (7) 他の会員との間で金銭の貸し借りをすること
- (8) 危険物または動物を施設内に持ち込むこと
- (9) 正当な理由なく更衣室に立ち入り、または近付くこと
- (10) その他、他の会員や当クラブのスタッフの迷惑となり、または当クラブの秩序を乱す一切の行為

#### 第15条（変更の届出）

1. 会員は、入会申込書に記載した内容その他当クラブに届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに当クラブに届け出るものとします。
2. 当クラブが会員に通知するときは、特段の事情のない限り、会員から当クラブに届出された住所に宛てて行うものとします。会員が住所の変更の届出を怠る等、会員の責めに帰すべき事由により通知が延着または不到達となったときは、通常到達すべきときに通知が会員に到達したものとみなします。

#### 第16条（免責）

1. 当社は、施設内における人的および物的事故によって会員およびビジターに生じた損害について、当社またはその従事者に故意または過失がある場合を除き、一切の損害賠償の責任を負いません。
2. 当社は、会員またはビジター同士の間が生じた係争およびトラブルについて、当社またはその従事者に故意または過失がある場合を除き、これに関与せず、一切の責任を負いません。

#### 第17条（会員の持込物の取扱い）

1. 会員は、施設内において、自己が持ち込んだ全ての物品を自己の責任において管理、保管するものとし、当社は、会員が施設内に持ち込んだ物品をお預かりしません。
2. 当社は、当社またはその従事者に故意または過失がある場合を除き、施設内における会員の持ち物の盗難、紛失、毀損、汚損等について、一切の損害賠償の責任を負いません。
3. 会員が施設内に物品を放置したときは、現金及び高価品を除き、当クラブが別途定める規則に従い処分することがあります。

#### 第18条（会員の損害賠償責任）

会員は、その故意または過失により当社または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償をする義務を負うものとします。

#### 第19条（退会）

会員は、次の各号に定める場合に退会となり、その退会日は当該各号に掲げる日とします。

- (1) 会員が所定の退会届出書を、退会希望月の10日まで（ただし、当該退会希望月の10日が休館日の場合は前営業日まで）に当クラブに提出した場合 退会届出書が提出された月の末日
- (2) 法人会員について、その法人が解散した場合 法人が解散した日
- (3) 個人会員について、会員本人が死亡した場合 会員が死亡した日
- (4) 第21条第1項により会員資格を喪失した場合 当クラブが会員資格の喪失通知を発した日
- (5) 第3条第1号から第8号のいずれかに該当しないことが判明した場合 当クラブが退会を命じた日
- (6) 第27条の表明または確約に違反した場合 当クラブが退会を命じた日
- (7) 施設の全部を廃止する場合 あらかじめ当クラブが通知した日

#### 第20条（資格審査委員会）

1. 当クラブは、会員資格その他の事項を審査する機関として、資格審査委員会を設置します。
2. 資格審査委員会の構成は、委員長1名、委員若干名とします。
3. 資格審査委員会の委員長および委員は、当社の取締役会において任命します。

#### 第21条（会員資格の一時停止および喪失）

1. 当クラブは、会員が次の各号の一つにでも該当した場合、資格審査委員会の審査を経て、当該会員の会員資格を一時停止または喪失させることができます。
  - (1) 本約款その他当クラブの定める諸規則の条項の一つにでも違反した場合
  - (2) 会費の支払を3か月分以上滞納した場合
  - (3) 当クラブまたは他の会員に対し、その名誉を傷つける行為または著しく迷惑をかける行為があった場合
  - (4) 会員として不適切と判断される行為があり、当クラブのスタッフが本人に対し注意をしたにもかかわらず、その行為が改まらない場合
  - (5) 施設の利用が心身の健康に悪影響を及ぼす恐れがあると認められる場合
2. 会員が第3条第9号に該当しないこととなった場合または妊娠していることが判明した場合には、当該事由が解消するまで会員資格を一時停止します。
3. 前各項により会員が会員資格の一時停止または喪失となった場合、当社は当該会員に生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

#### 第22条（会費支払の休止）

やむを得ない事由により会員資格が一時停止となった場合で、当クラブが相当と認めたときは、会員資格の一時停止期間中、会費の支払義務を休止することがあります。

#### 第22条（債務の弁済）

会員は、当クラブを退会したときまたは第21条第1項により会員資格を喪失したときは、未払いの会費等その他当クラブに対する一切の債務を直ちに支払うものとします。

#### 第23条（施設の休業）

当クラブは、所定の定休日のほか、次の場合に施設の一部または全部を休業できるものとします。

- (1) 天災地変、地震、災害、天候不良等により開場が不可能または不適切と当クラブが判断した場合
- (2) 施設の改造、補修、整備または点検等のために必要がある場合
- (3) 当クラブのスタッフに対する研修または福利厚生等のために必要がある場合
- (4) その他当クラブがやむを得ない事由があると認めた場合

#### 第24条（施設を廃止する場合の会費の返還）

1. 当クラブは、施設の全部を廃止する場合、災害等やむを得ない事情による場合を除き、会員に対し、廃止の3か月前までに予告するものとします。
2. 施設の全部が廃止された場合、すでに支払われた会費に未経過分があるときは、当クラブはその未経過分の会費を月割り計算で算出し、これを無利息にて会員に返還します。
3. 前項の返還に当たっては、会員の当クラブに対する債務を控除して支払うものとします。

#### 第25条（料金の変更）

当クラブは、第7条および第8条の施設利用にかかる会員登録料、会費等の金額を、経済事情の変動等に依りて変更することができるものとします。この場合、当クラブは、3か月以上の予告期間を設けて会員に告知します。

## 第26条（個人情報の保護）

1. 当クラブは、個人情報の保護に関する法令、ガイドラインその他の規範を遵守します。
2. 当クラブは、入会申込者及び会員から提供を受けた個人情報について、当クラブの運営および個人認証以外の目的に利用しないものとします。
3. 当クラブは、入会申込者及び会員から提供を受けた個人情報について、法定の除外事由がある場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく第三者に提供しないものとします。

## 第27条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）
  - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (6) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または当クラブの業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

## 第28条（クーリングオフ）

会員は、当クラブとの間で入会契約が成立した日から8日を経過するまでは、書面により、無条件で退会することができます。この場合、当クラブは当該入会契約の締結に関して当該会員から受領した金員の全てを無利息にて返還します。

## 第29条（約款等の改正）

当クラブは、3か月（会員に不利益が及ばない場合には1か月）前までに会員に告知することにより、本約款および諸規則を改正することができ、改正後の本約款および諸規則の効力は全会員に及ぶものとします。

## 第30条（告知の方法）

会員に対する告知は、当クラブの館内に掲示する方法により行います。

## 第31条（施行日）

本約款は2017年7月1日より施行されます。